

市税は期限内に収めましょう！

市税は、納期限内に自主的に納めていただくものです。
自主納税・納期内納税にご協力ください。

1 市税を納める時期

納 期 一 覧 表

納期	個人市民税 (普通徴収)	固定資産税 都市計画税	軽自動車税	国民健康 保 険 税 (普通徴収)
4月		1期 (4月30日)		
5月			全期 (6月1日)	
6月	1期 (6月30日)			
7月		2期 (7月31日)		1期 (7月31日)
8月	2期 (8月31日)			2期 (8月31日)
9月				3期 (9月30日)
10月	3期 (11月2日)			4期 (11月2日)
11月				5期 (11月30日)
12月		3期 (12月25日)		6期 (12月25日)
1月	4期 (2月1日)			7期 (2月1日)
2月		4期 (3月1日)		8期 (3月1日)
3月				

(令和2年度)

税 目	納 期
個人市民税 (給与からの特別徴収)	毎月 ※徴収月の 翌月10日まで
個人市民税 (年金からの特別徴収)	年金支給月(隔月) ※ 徴収月の翌月 10日まで
国民健康保険税 (年金からの特別徴収)	
市たばこ税 鉱 産 税 入 湯 税	毎月 ※ 翌月末日まで
法人市民税 ・ 確定申告	事業年度終了後2ヶ 月以内
・ 中間申告	事業年度開始後6ヶ 月を経過した日から 2ヶ月以内

※ () の日が納期限です。

2 市税を納めるところ

下記の金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリで、納付書により納められます。
また、口座振替がご利用できます。

■取扱金融機関・コンビニエンスストア・スマートフォンアプリ

・ 全店舗で取扱い

東邦銀行	七十七銀行	福島信用金庫
常陽銀行	きらやか銀行	福島県商工信用組合
みずほ銀行	北日本銀行	東北労働金庫
秋田銀行	福島銀行	ふくしま未来農業協同組合
荘内銀行	大東銀行	

・ 東北6県でのみ取扱い

ゆうちょ銀行(郵便局)

・ 全国のコンビニエンスストアで取扱い

MMK設置店	くらしハウス	コミュニティ・ストア
スリーエイト	生活彩家	セイコーマート
セブン-イレブン	タイエー	デイリーヤマザキ
ニューヤマザキデイリーストア	ハセガワストア	ハマナスクラブ
ファミリーマート	ポプラ	ミニストップ
ヤマザキスペシャルパートナーショップ	ヤマザキデイリーストアー	ローソン
ローソンストア 100		

・ スマートフォンアプリで取扱い(アプリ利用の場合、領収書は発行されません)

PayPay 請求書払い	LINE Pay 請求書支払い
PayB	支払秘書

○ コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでの納付について

- ※ 納期限内であれば、納めることができます。
- ※ バーコードの読み取りが出来なかった場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。
- ※ 金額が30万円を超えた場合は、コンビニエンスストア及びスマートフォンアプリでは納付できません。
- ※ 受入小売業者(コンビニエンスストア)は、福島市に代わり代金等を「代理受領」しています。

※ 東北6県以外に居住の方で、ゆうちょ銀行・郵便局での郵便振替を希望される場合は、納税課にご連絡ください。なお、口座振替は全国でご利用できます。

※ 取扱金融機関が変更になる場合がありますので、あらかじめご確認ください。

3 口座振替納付制度

納期が到来すると、ご指定の預（貯）金口座から、自動的に納税できる便利な制度です。口座振替にしますと、金融機関や市役所にその都度お出かけいただくことなく、納期ごとにご指定の口座から自動的に市税を納付できます。うっかり納め忘れることがなく、共働きやお忙しい方などには特に便利です。

なお、一度申込みをされますと、翌年度以降も継続されますが、下記理由により解約扱いとなることもあります。主な理由は下記のとおりです。

[解約扱いする理由]

- ・ 口座名義人が亡くなられた場合
- ・ 振替不能がしばらく続いた場合
- ・ 一定期間（おおむね3年間）振替がなかった場合
- ・ 納税義務者が変更となった場合

(1) 口座振替できる税金の種類

- ・ 市民税・県民税（特別徴収を除く）
- ・ 固定資産税・都市計画税
- ・ 軽自動車税（種別割）
- ・ 国民健康保険税

※ 税金以外にも市営住宅使用料、下水道事業受益者負担金、下水道使用料（井戸水）、農業集落排水事業分担金、農業集落排水施設使用料、介護保険料（普通徴収）、保育所保育料、後期高齢者医療保険料（普通徴収）、母子父子寡婦福祉資金貸付金償還金も口座振替による納付が可能です。

なお、国民健康保険税及び後期高齢者医療保険料の年金からの特別徴収対応の方は、口座振替のお申し込みと併せて、別途振替方法変更のお手続きをいただければ口座振替にすることができます。

※ 市民税・県民税（特別徴収を除く）、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料（普通徴収）については、定期外課税の「随時課税」「過年度課税」分についても振替対象となります。

(2) 口座振替を利用できる方

市内に店舗を有する金融機関及びその全国の本支店、ゆうちょ銀行（全国）に預（貯）金口座をお持ちの方ならどなたでも利用できます。

(3) 口座振替の申込方法

預(貯)金口座をお持ちの金融機関、ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口でお申込みください。手続きには、預(貯)金通帳、通帳届出印鑑、納税通知書等(通知書番号がわかるもの)が必要です。

① 新規申込

口座振替を希望する金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口「口座振替依頼書(自動払込利用申込書)」をご提出ください。

② 口座振替金融機関等の変更

新たに口座振替(自動払込)を希望する金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口上記「依頼書」をご提出ください。

③ 口座振替の解約

口座振替を行っている金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口「解約届(上記「依頼書」と同じ用紙)」をご提出ください。(後日、納付書を送付します。)

※ 依頼書には、市内の金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口「備付のA4判・3枚複写式と、納税通知書に綴じ込まれている横長のカード(2枚)式があります。横長のカード(2枚)式はゆうちょ銀行又は郵便局の窓口では使用できません。

※ 福島市外にお住まいの方については、金融機関・ゆうちょ銀行又は郵便局の窓口「依頼書がありませんので、納税課へご連絡ください。依頼書の用紙を送付します。

※ 固定資産税など共有名義で納税通知書番号が複数ある場合には、通知書番号ごとにお申し込みが必要となります。

(4) 口座振替の開始時期

振替開始月はおおむね次のとおりですが、金融機関から福島市への書類の到着時期や科目によっては開始月が異なることもあります。

① ゆうちょ銀行以外の金融機関

お申し込みされた月の翌月末から振替開始

② ゆうちょ銀行又は郵便局

お申し込みされた月の翌々月末から振替開始

4 ペイジー口座振替受付サービス

専用の端末機にキャッシュカードを通し、暗証番号を入力することで簡単に口座振替の申し込みができます。

(1) 申し込み場所

納税課、国保年金課、各支所

(2) 利用できる方

口座名義人本人（キャッシュカードの暗証番号入力が必要です）

(3) 対象となる税目等

市民税・県民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税（種別割）、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

(4) 必要なもの

① キャッシュカード（主に普通預金、通常貯金口座）

※東邦銀行、常陽銀行、秋田銀行、荘内銀行、大東銀行、福島銀行、福島信用金庫、東北労働金庫、ゆうちょ銀行の口座をお持ちの方のみ利用可能です。

② 本人確認ができる書類（運転免許証、国民健康保険証など）

③ 口座振替希望の納税通知書（後期高齢者医療保険料の場合は、決定通知書）

(5) 口座振替の開始時期

お申し込みされた月の翌月末から振替を開始します。